

平成 8 年 9 月 5 日

蔵 理 第 3147 号

各 財 務 (支) 局 長

沖縄 総 合 事 務 局 長 殿

大 蔵 省 理 財 局

たばこ 塩 事 業 審 議 官

齋 藤 博

たばこ自動販売機の深夜稼働について

たばこ自動販売機の深夜稼働については、平成 8 年 1 月 10 日付蔵理第 42 号「たばこ自動販売機の深夜稼働について」により、未成年者喫煙防止の観点から、たばこ小売販売業者による適切な自粛が行われるよう、たばこ小売販売業者への協力要請文書の交付等を通知したところである。

全国たばこ販売協同組合連合会を中心とした自主規制が原則として本年 4 月より開始され、概ね円滑に実施されているが、未だ実施に至っていない業者も散見される。従って、同自主規制の実施状況等に鑑み、再度、たばこ小売販売業者に対し、別紙の文書を交付するとともに、地域の実情に応じた取組みを行うよう周知されたい。

たばこ小売販売業者の皆様へ

平成8年9月
財務(支)局長

たばこ小売販売業の皆様におかれましては、未成年者の喫煙防止につき日頃から御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

未成年者の喫煙防止につきましては、大蔵省におきましても、平成元年5月のたばこ事業等審議会答申「喫煙と健康の問題に関するたばこ事業のあり方について」を踏まえ、所要の措置を講ずるとともに、深夜稼働しているたばこ自動販売機について、地域ごとの自動販売機の利用状況、設置場所周辺の通行状況等を踏まえ、適切に自主規制が行われるよう協力要請を行ってきたところでございます。

これを受け、全国たばこ販売協同組合連合会において、たばこ自動販売機の深夜稼働の自主規制が決定され、原則として本年4月より着実に実施されいると承知しています。

たばこ小売販売業の皆様方におかれましても、たばこ自動販売機の深夜稼働の問題点を御理解の上、この自粛についてより一層の御協力を重ねてお願い申し上げます。